

消費生活センターだより③ ～ 契約と解約について ～

若者が消費生活問題でトラブルに巻き込まれるケースの7割強が契約や解約に関する事例です。そこで今回は、『契約』や『解約』に関する身近なトラブルについてご紹介します。

■「契約ってなに？」 私たちのくらは、契約で成り立っています。例えば、「店で商品を買う」「友人からお金を借りる」と言うのも契約のひとつです。

■安易な契約はトラブルのもと

- 契約は、口約束でも成立します。契約書は、約束成立の証拠として作成するものです。
- いったん契約を結んでしまうと、自分の都合で一方的に解約することはできません。解約するには、相手の同意が必要であり、解約損料を支払うのが普通です。
- 親等の同意がなく、未成年者がした契約や詐欺・強迫による契約は、取り消すことができます。
- 内容が公序良俗に反する契約や錯誤による契約は無効です。

■契約〇×クイズに挑戦しよう！（答えはこのページの右下にあります。）

- Q1 契約は契約書に署名した時点で成立するため、口約束による契約は無効である。
- Q2 未成年者が親に無断でバイクを買った。父親はこの契約を取り消すことができる。
- Q3 インターネットショッピングで注文したルームランナーが届いた。使ってみて気に入らなければクーリング・オフができる。



トラブルになってしまったら、一人で悩まず、まず相談しましょう！

城里町消費生活センター（コミュニティセンター城里2階 産業振興課内）

☎029-288-3111（内線385） 相談日／毎週 月・水・金曜日 午前9時～午後4時

文芸しるさと

短歌

薬害か捕り過ぎなにか知らざ
れど久しぶり見るいなごの番
杉山みちこ
柔き音の大正琴に魅せられて
導きくる、先輩に徒く
所 美恵子
そばの花白々と咲ける畑多く
村里の昼はただに閑けし
渡辺千紗子
亡き父母も亡き夫も寄りてく
るような枯れ松葉たく焚火の
にほひ 山形 式妙
夕光のいちよう大樹を仰ぎつ
つ大震災の歳月が逝く
大森 久子

俳句

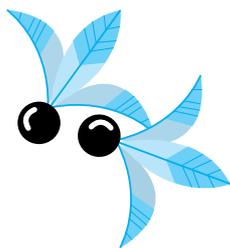
渾心のいのち愛しき鮭遊上
今瀬多代美
枯真菰海鳴り遠く聞こえけり
鯉 湊寿美恵
湖の暮色背負ひて鳩浮かぶ
仲田まちゑ
八つ頭ごつごつ育ち苦笑ひ
いそべきよ
白障子貼りて不安のみなざれり
飯田 勇一
短日や鳴門海峡渦早し
森 静江

敬老の日に賜りし記念品今す
こやかと感謝し生きる
青柳 京子
陽を受けて紅く輝く柿の実を
ざるいっばいに夫はもぎ行く
鶴田 すが
八個目のランドセル買う佳き
日和孫ははしゃぎて爺に纏わる
菌部 光子
野ぼたんの花見るごとく浮び
くる和服の母はいつも紫
枝 不美
まこと無き人の言葉に疼きつ
つ水気ゆたかなる大根おろす
片見 和枝
晩秋の雨に濡れ咲く山茶花は
端麗なれど華やかならず
川上千代子
立冬の木もれ陽ゆるる山路来
て見上ぐる空に雲流れゆく
島 愛子

冬ぬくし父母忍ぶ忌日なり
飯村 昭子
美術展雨粒光る靴を脱ぐ
竹内 幸子
木の实独楽廻し故郷静かなり
一杉 常子
ステップはテネシーワルツ冬
のバラ 寺門 孝子
木の間より全長高き冬の瀧
瀬谷 博子
晩秋や我が町産米日本一
岩下 金司
冬満月ざんぶりこぼす露天の湯
田口 勝元

川柳

縁側で猫と戯る小春日や
富田 欽子
八十寿過ぎ足腰痛みから元氣
青木新三郎
ロトジャンボ夢もはかなき年
の暮れ 富田 多蔵
草かれてつかれがとれる草刈機
飯村 孝一



西金砂の銀杏の大樹に諭さる
る人の生命の短かさ問はば
多田志保子
となり家のいちよう黄葉が吹く
風に散り行くさまは蝶舞う如し
坪井きよ子
はらからの耳遠くなり声高に
歩む紅葉の西山荘を
萩谷登喜子
雨あがり窓に明るき紅葉木は
光をまとい初冬の朝
富田佐智子

クイズの答え/Q1 ×、Q2 ○、Q3 ×